

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和3年3月17日 13:05 閉会 令和3年3月17日 14:02
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第1 定例会の検証について
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長が開会 鈴木茂委員長があいさつ 委員長が進行 第1 定例会の検証について 委員長：検証シートに基づき、各委員からの発言を求める。 副委員長：傍聴自粛をしたが、人数的にどうだったか。 事務局長：会期中延べ4名で全て報道関係者だった。 委員長：一般質問に関してはどうか。重複項目があり若干時間が早まったケースも散見された。 七宮委員：重複項目でも、視点は変わっていたし問題なかったと思う。 委員長：議案審議関連はどうか。 副委員長：当初予算審議は10名事前質問通告があり、内容もよかったと思う。なお委員会内での通告外質問のあり方について、あまり認めすぎると通告制の趣旨から外れると思うがどうか。 副議長：通告外の概念については、あくまで通告した事案に対するさらなる質問で、事前に誰も通告しなかった事案を質問するのは、執行部側も準備しておらず、通告外の範囲ではないと考える。 下重委員：通告外質問ある程度認めつつ、質問数が多くなるのは問題ではないか。 委員長：委員会開催の詳細事項に、質問事前通告の趣旨を強調して周知すればよいのではないか。 副委員長：個人的には、もう少し通告外質問を行ってもよいと思うが、事前通告制との矛盾が生じるので難しい。 副議長：通告外は、時間によって委員長裁量で認めた過去の事例もある。あくまで通告外は事前通告にあった事案をより細部まで質問する意図であり、今後に向けてルールを決めてもよいのではないか。 青砥委員：ルールを決めるのではなく、委員長裁量で対応してはどうか。 七宮委員：通告外質問へのルールは決めるべきではないか。</p>

下重委員：質疑を委員長裁量で4回認めた件も過去にあったので、基本事項は決めて順守すべきと思う。

委員長：やはり事前通告制の再周知を行いつつ、通告外質問に関するルールは決めず現行どおりでよい。また別件になるが、本会議採決時の討論において、自らの主義主張を話すべきで、反対討論に対抗する内容を論ずる場ではない点を確認したい。その他何かあるか。

七宮委員：予算決算常任委員会で、町長が答弁で一般質問のような質疑である点を話していたが、これはどう感じるか。

委員長：予算全体の大枠は一般質問で、詳細については委員会審議と捉えているのではないか。本会議で質疑をしない形での当初予算審議であり、委員会で大枠を質疑してもいいと感じる。

副委員長：委員会説明員のあり方についてはどうなのか。

事務局長：あくまで町長や教育長などの長が委任した者が出席している。また、付託を受けた予算決算常任委員会でしか当初予算に関連する質疑ができないので、町長や教育長が出席していると考えてよい。

議長：町長は数字に対しての応答が委員会審議と捉えているのでは。予算の大枠などは一般質問の性質だと感じての発言ではないか。

副委員長：予算決算常任委員会内での審議について、以前総括質問を総務と経済常任委員長が所管している部門に関する予算を一括して行っていた経過もあり、総括的な質問を委員会内で行っても何ら問題ないと思う。

下重委員：以前実施した常任委員長による総括質問は、1年で取りやめた経過から復活させなくてもよいと思う。

副議長：総括質問といっても、実施した結果大雑把になってしまい取りやめた。

委員長：総括質問については実施しないということで、こちらも現行どおりとする。以上で定例会の検証についてはこれで終了するが、その他何かあるか。

議長：9番議員一般質問の町長の私物自転車について、個人の所有物を庁舎内に持ってきている事が果たしてどうなのか。庁舎管理者である総務課長に再度確認したい。また広報はなわに庁舎改築の件が掲載されているが、耐用年数の考え方を寿命と捉えているような記事がある。耐用年数が経過後すぐに寿命がくるとの捉え方ができ、改築でなく改修だけでは10年後再び改修議論が必要との話は、町民に誤解を与える内容で、これも議長からの確認事項として直接申し入れしたい。なお仮に改築関連について、今後町側の訂正記事などの対応がない場合は、議会広報にて議長談話を発表するなどの策を講じたい。

七宮委員：職員も私物を庁舎内へ持ち込んでいるのでは。

議長：デスクワーク類とは性質が違う。

事務局長：内容は議長から直接2件とも口頭で確認するのか。

議長：そのつもりである。

委員長：その他何かあるか。

(事務局長が、今後の日程や議会規則改正情報について確認する)

委員長：その他なければこれで終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長